

令和 2 年 11 月 25 日 開 会

①

令和 2 年第 4 回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

令和2年第4回茨城県議会定例会議案目次

	頁
第134号議案	令和2年度茨城県一般会計補正予算（第7号）…………… 1
第135号議案	令和2年度茨城県病院事業会計補正予算（第2号）…………… 8
第136号議案	令和2年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算（第1号）…………… 9
第137号議案	令和2年度茨城県流域下水道事業会計補正予算（第2号）…………… 10
第138号議案	茨城県税外収入金の延滞金徴収条例等の一部を改正する条例…………… 11
第139号議案	茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例…………… 13
第140号議案	茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する 条例…………… 14
第141号議案	茨城県復興産業集積区域における県税の特別措置に関する条例を廃止する条例…………… 15
第142号議案	茨城県知事等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例…………… 17
第143号議案	茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… 18
第144号議案	茨城県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例…………… 21
第145号議案	当せん金付証票の発売について…………… 22
第146号議案	指定管理者の指定について（茨城県立カシマサッカースタジアム）…………… 23
第147号議案	指定管理者の指定について（つくば国際会議場）…………… 24
第148号議案	指定管理者の指定について（茨城県立県民文化センター）…………… 25
第149号議案	指定管理者の指定について（茨城県総合福祉会館）…………… 26
第150号議案	指定管理者の指定について（茨城県立点字図書館，茨城県立視覚障害者福祉センター）…………… 27
第151号議案	指定管理者の指定について（茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ）…………… 28
第152号議案	指定管理者の指定について（茨城県大洗マリントワー）…………… 29
第153号議案	指定管理者の指定について（つくばヘリポート）…………… 30
第154号議案	指定管理者の指定について（つくば創業プラザ）…………… 31
第155号議案	指定管理者の指定について（大洗マリーナ）…………… 32
第156号議案	指定管理者の指定について（鹿島臨海都市計画下水道）…………… 33
第157号議案	指定管理者の指定について（那珂久慈流域下水道）…………… 34
第158号議案	指定管理者の指定について（県営住宅及び共同施設（龍ヶ崎市，取手市，牛久市，つくば市，守谷市， つくばみらい市及び利根町の区域））…………… 35
第159号議案	指定管理者の指定について（県営住宅及び共同施設（龍ヶ崎市，取手市，牛久市，つくば市，守谷市， つくばみらい市及び利根町以外の区域））…………… 36
第160号議案	指定管理者の指定について（茨城県立こども病院）…………… 37
第161号議案	指定管理者の指定について（茨城県水戸生涯学習センター）…………… 38
第162号議案	指定管理者の指定について（茨城県県北生涯学習センター）…………… 39
第163号議案	指定管理者の指定について（茨城県鹿行生涯学習センター）…………… 40
第164号議案	指定管理者の指定について（茨城県県南生涯学習センター）…………… 41
第165号議案	指定管理者の指定について（茨城県県西生涯学習センター）…………… 42
第166号議案	指定管理者の指定について（茨城県立中央青年の家）…………… 43
第167号議案	指定管理者の指定について（茨城県立白浜少年自然の家）…………… 44

第168号議案	指定管理者の指定について（茨城県立さしま少年自然の家）	45
第169号議案	指定管理者の指定について（茨城県立歴史館）	46
第170号議案	指定管理者の指定について（堀原運動公園）	47
第171号議案	指定管理者の指定について（笠松運動公園）	48
第172号議案	指定管理者の指定について（茨城県営ライフル射撃場）	49
第173号議案	水戸市，日立市，北茨城市，笠間市，ひたちなか市，茨城町，城里町及び日立・高萩広域下水道組合に係る汚泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の受託の変更について	50
第174号議案	損害賠償の額の決定について	52
報告第5号	地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について	53

予 算

第134号議案

令和2年度 茨城県一般会計補正予算（第7号）

令和2年度茨城県一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44,781,454千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,386,476,457千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和2年11月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		213,376,755 ^{千円}	42,266,381 ^{千円}	255,643,136 ^{千円}
	1 国庫負担金	52,114,103	932,669	53,046,772
	2 国庫補助金	158,347,017	41,333,712	199,680,729
12 繰入金		36,922,259	2,515,073	39,437,332
	2 基金繰入金	29,814,000	2,515,073	32,329,073
歳入合計		1,341,695,003	44,781,454	1,386,476,457

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		36,643,411 ^{千円}	492,557 ^{千円}	37,135,968 ^{千円}
	1 総務管理費	21,625,760	492,557	22,118,317
3 企画開発費		15,971,261	597,059	16,568,320
	1 企画費	11,124,973	300,344	11,425,317
	2 開発費	3,158,357	296,715	3,455,072
4 生活環境費		9,975,214	679,727	10,654,941
	1 生活文化費	2,462,320	327,828	2,790,148
	2 防災費	1,696,617	40,706	1,737,323
	3 環境保全費	5,641,805	311,193	5,952,998
5 保健福祉費		282,226,908	35,251,914	317,478,822
	1 厚生総務費	143,987,008	22,227	144,009,235
	3 児童福祉費	45,027,322	165,925	45,193,247
	5 保健所費	2,053,101	182,360	2,235,461
	6 医薬費	24,286,726	2,208,325	26,495,051
	8 公衆衛生費	28,976,165	32,673,077	61,649,242
6 労働費		2,618,782	133,934	2,752,716
	1 労働政策費	693,831	42,778	736,609
	2 職業能力開発費	1,794,757	91,156	1,885,913
8 商工費		185,222,351	60,000	185,282,351
	4 観光物産費	2,710,977	60,000	2,770,977
11 教育費		276,168,640	6,566,263	282,734,903
	1 教育総務費	56,354,477	991,810	57,346,287
	4 高等学校費	60,102,962	5,390,993	65,493,955
	5 特別支援学校費	24,548,820	183,460	24,732,280

15 予 備 費		2,000,000	1,000,000	3,000,000
	1 予 備 費	2,000,000	1,000,000	3,000,000
歲 出 合 計		1,341,695,003	44,781,454	1,386,476,457

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	補正前の額	補正額	計
3 企画開発費			千円 -	千円 360,844	千円 360,844
	1 企画費	DXイノベーション推進 プロジェクト事業費	-	300,344	300,344
	2 開発費	空港関連施設運営費	-	60,500	60,500
4 生活環境費			-	75,000	75,000
	1 生活文化費	アクアワールド茨城県大洗水族館 20周年記念事業費	-	75,000	75,000
合	計		37,983,222	435,844	38,419,066

第3表 債務負担行為補正

(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
つくば国際会議場の管理運営に係る協定	つくば国際会議場の管理運営に係る協定をつくばコンgresセンター代表団体一般財団法人茨城県科学技術振興財団と締結する。	自 令和3年度 至 令和7年度	327,098千円
茨城県立県民文化センターの管理運営に係る協定	茨城県立県民文化センターの管理運営に係る協定を公益財団法人いばらき文化振興財団と締結する。	自 令和3年度 至 令和5年度	580,278千円
茨城県総合福祉会館の管理運営に係る協定	茨城県総合福祉会館の管理運営に係る協定を株式会社茨城興産と締結する。	自 令和3年度 至 令和7年度	446,457千円
茨城県立点字図書館及び茨城県立視覚障害者福祉センターの管理運営に係る協定	茨城県立点字図書館及び茨城県立視覚障害者福祉センターの管理運営に係る協定を社会福祉法人茨城県視覚障害者協会と締結する。	自 令和3年度 至 令和7年度	233,515千円
茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎの管理運営に係る協定	茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎの管理運営に係る協定を一般社団法人茨城県聴覚障害者協会と締結する。	自 令和3年度 至 令和7年度	151,280千円
つくばヘリポートの管理運営に係る協定	つくばヘリポートの管理運営に係る協定を日本空港コンサルタンツ・大成有楽不動産連合体と締結する。	令 和 3 年 度	25,212千円
つくば創業プラザの管理運営に係る協定	つくば創業プラザの管理運営に係る協定を株式会社つくば研究支援センターと締結する。	自 令和3年度 至 令和4年度	9,668千円
県営住宅及び共同施設（龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、つくばみらい市及び利根町の区域）の管理運営に係る協定	県営住宅及び共同施設（龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、つくばみらい市及び利根町の区域）の管理運営に係る協定を一般財団法人茨城県住宅管理センターと締結する。	自 令和3年度 至 令和7年度	784,480千円
県営住宅及び共同施設（龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、つくばみらい市及び利根町以外の区域）の管理運営に係る協定	県営住宅及び共同施設（龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、つくばみらい市及び利根町以外の区域）の管理運営に係る協定を一般財団法人茨城県住宅管理センターと締結する。	自 令和3年度 至 令和7年度	6,856,200千円

茨城県水戸生涯学習センターの管理運営に係る協定	茨城県水戸生涯学習センターの管理運営に係る協定を公益財団法人茨城県教育財団と締結する。	自 令和3年度 至 令和7年度	703,745千円
茨城県県北生涯学習センターの管理運営に係る協定	茨城県県北生涯学習センターの管理運営に係る協定を特定非営利活動法人インパクトと締結する。	自 令和3年度 至 令和7年度	307,750千円
茨城県鹿行生涯学習センターの管理運営に係る協定	茨城県鹿行生涯学習センターの管理運営に係る協定を公益財団法人茨城県教育財団と締結する。	自 令和3年度 至 令和7年度	858,155千円
茨城県県南生涯学習センターの管理運営に係る協定	茨城県県南生涯学習センターの管理運営に係る協定を特定非営利活動法人ひと・まちなつとわーくと締結する。	自 令和3年度 至 令和7年度	632,275千円
茨城県県西生涯学習センターの管理運営に係る協定	茨城県県西生涯学習センターの管理運営に係る協定を特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会と締結する。	自 令和3年度 至 令和7年度	598,395千円
茨城県立中央青年の家の管理運営に係る協定	茨城県立中央青年の家の管理運営に係る協定を特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会と締結する。	自 令和3年度 至 令和5年度	389,673千円
茨城県立白浜少年自然の家の管理運営に係る協定	茨城県立白浜少年自然の家の管理運営に係る協定を特定非営利活動法人ひと・まちなつとわーくと締結する。	自 令和3年度 至 令和5年度	316,263千円
茨城県立さしま少年自然の家の管理運営に係る協定	茨城県立さしま少年自然の家の管理運営に係る協定を公益財団法人茨城県教育財団と締結する。	自 令和3年度 至 令和5年度	346,665千円
茨城県立歴史館の管理運営に係る協定	茨城県立歴史館の管理運営に係る協定を公益財団法人茨城県教育財団と締結する。	自 令和3年度 至 令和7年度	2,459,462千円
堀原運動公園の管理運営に係る協定	堀原運動公園の管理運営に係る協定を公益財団法人茨城県体育協会と締結する。	自 令和3年度 至 令和7年度	682,590千円
笠松運動公園の管理運営に係る協定	笠松運動公園の管理運営に係る協定を公益財団法人茨城県体育協会と締結する。	自 令和3年度 至 令和7年度	2,100,750千円
茨城県営ライフル射撃場の管理運営に係る協定	茨城県営ライフル射撃場の管理運営に係る協定を茨城県ライフル射撃協会と締結する。	自 令和3年度 至 令和7年度	33,068千円

第135号議案

令和2年度 茨城県病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和2年度茨城県病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度茨城県病院事業会計予算第10条の次に、次の1条を加える。

（債務負担行為）

第11条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
茨城県立こども病院の管理運営に係る協定	自 令和3年度 至 令和7年度	1,991,815 千円

令和2年11月25日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第136号議案

令和2年度 茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 予算第5条の表中鹿島臨海都市計画下水道工事請負契約の項の次に次のように加える。

鹿島臨海都市計画下水道の管理運営に係る協定	自 令和3年度 至 令和7年度	5,240,150
-----------------------	--------------------	-----------

令和2年11月25日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第137号議案

令和2年度 茨城県流域下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和2年度茨城県流域下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 予算第5条の表中那珂久慈流域下水道工事請負契約の項の次に次のように加える。

那珂久慈流域下水道の管理運営に係る協定	自 令和3年度 至 令和7年度	7,654,770
---------------------	--------------------	-----------

令和2年11月25日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

条例 ・ その他

第138号議案

茨城県税外収入金の延滞金徴収条例等の一部を改正する条例

(茨城県税外収入金の延滞金徴収条例の一部改正)

第1条 茨城県税外収入金の延滞金徴収条例（昭和39年茨城県条例第30号）の一部を次のように改正する。

付則第4項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「当該特例基準割合」を「当該延滞金特例基準割合」に改める。

(茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部改正)

第2条 茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例（昭和37年茨城県条例第47号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「当該特例基準割合」を「当該延滞金特例基準割合」に改める。

(茨城県理学療法士等修学資金貸与条例の一部改正)

第3条 茨城県理学療法士等修学資金貸与条例（昭和43年茨城県条例第11号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「当該特例基準割合」を「当該延滞金特例基準割合」に改める。

(茨城県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例の一部改正)

第4条 茨城県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例（平成5年茨城県条例第26号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「当該特例基準割合」を「当該延滞金特例基準割合」に改める。

(茨城県介護保険財政安定化基金条例の一部改正)

第5条 茨城県介護保険財政安定化基金条例（平成12年茨城県条例第25号）の一部を次のように改正する。

付則第4条中「特例基準割合（」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「特例基準割合を」を「平均貸付割合をいう。）」に年1パーセントの割合を加算した割合を」に、「当該特例基準割合」を「当該延滞金特例基準割合」に改める。

(茨城県医師修学資金貸与条例の一部改正)

第6条 茨城県医師修学資金貸与条例（平成18年茨城県条例第47号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「当該特例基準割合」を「当該延滞金特例基準割合」に改める。

(茨城県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部改正)

第7条 茨城県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年茨城県条例第8号）の一部を次のように改正する。

付則第3項中「特例基準割合（」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「特例基準割合を」を「平均貸付割合をいう。）」に年1パーセントの割合を加算した割合を」に、「当該特例基準割合」を「当該延滞金特例基準割合」に改める。

(茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の一部改正)

第8条 茨城県地域医療医師修学資金貸与条例(平成20年茨城県条例第36号)の一部を次のように改正する。

付則第2項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に、「当該特例基準割合」を「当該延滞金特例基準割合」に改める。

(茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例の一部改正)

第9条 茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例(平成29年茨城県条例第33号)の一部を次のように改正する。

付則第2項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に、「当該特例基準割合」を「当該延滞金特例基準割合」に改める。

(茨城県国民健康保険財政安定化基金条例の一部改正)

第10条 茨城県国民健康保険財政安定化基金条例(平成30年茨城県条例第10号)の一部を次のように改正する。

付則第5項中「特例基準割合(」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「特例基準割合を)」を「平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合を)」に、「当該特例基準割合」を「当該延滞金特例基準割合」に改める。

付 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

令和2年11月25日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第139号議案

茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例

茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の344の項及び345の項中「第32条」を「第23条」に改め、同表の346の項中「牛白血病」を「牛伝染性リンパ腫」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年11月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第140号議案

茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例（平成15年茨城県条例第12号）の一部を次のように改正する。

付則第3項中「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年11月25日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第141号議案

茨城県復興産業集積区域における県税の特別措置に関する条例を廃止する 条例

茨城県復興産業集積区域における県税の特別措置に関する条例（平成24年茨城県条例第31号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（施設等を新設等した者に関する経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による廃止前の茨城県復興産業集積区域における県税の特別措置に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条第1項に規定する復興産業集積区域の区域内において同項に規定する施設又は設備を新設し、又は増設した同項に規定する者については、旧条例第2条から第6条までの規定は、なおその効力を有する。
（茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例の一部改正）
- 3 茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例（平成15年茨城県条例第12号）の一部を次のように改正する。
第4条の見出し中「復興県税条例」を削り、同条第1項中「茨城県復興産業集積区域における県税の特別措置に関する条例（平成24年茨城県条例第31号。以下「復興県税条例」という。）第3条第1項」を削り、同条第2項中「復興県税条例第3条第2項」を削り、同条第3項中「復興県税条例第3条第2項の規定の適用を受けることができる家屋の敷地である土地を含む復興県税条例第2条第1項に規定する復興特区法対象事業の用に供する一団の土地」を削り、「復興県税条例第3条第2項又は」を「又は」に改める。
（茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 4 施行日前に旧条例第2条第1項に規定する復興産業集積区域の区域内において同項に規定する施設又は設備を新設し、又は増設した同項に規定する者については、前項の規定による改正前の茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例第4条の規定は、なおその効力を有する。
（茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例の一部改正）
- 5 茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例（平成28年茨城県条例第13号）の一部を次のように改正する。
第7条の見出し中「及び復興県税条例」を削り、同条中「若しくは」を「又は」に改め、「又は茨城県復興産業集積区域における県税の特別措置に関する条例（平成24年茨城県条例第31号。以下この条において「復興県税条例」という。）第2条第1項に規定する復興産業集積区域」及び「又は区域」を削り、「過疎県税条例又は復興県税条例」を「又は過疎県税条例」に改める。
（茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 6 茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例第2条第1項に規定する地方活力向上地域又は県内の同項に規定する地方活力向上地域以外の地域と旧条例第2条第1項に規定する復興産業集積区域とが重複する場合において、施行日前に茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例第2条第1項に規定する法対象特別償却設備若しくは同条例第5条第1項に規定する条例対象特別償却設備又は旧条例第2条第1項に規定する施設若しくは設備を新設し、又は増設した者（当該者が、茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例第2条第1項に規定する者である場合には同項に規定する法対象特別償却設備設置者に、同条例第5条第1項に規定する者である場合には同項に規定する条例対象特別償却設備設置者に、旧条例第2条第1項に規定する者である場合には同項

に規定する指定事業者等に限る。)については、前項の規定による改正前の茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例第7条の規定は、なおその効力を有する。

令和2年11月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第142号議案

茨城県知事等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する 条例

茨城県知事等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例（令和2年茨城県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「，監査委員又は海区漁業調整委員会の委員」を「又は監査委員」に改め，同条第3号中「収用委員会の委員」の次に「，海区漁業調整委員会の委員」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は，令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前の行為に基づく海区漁業調整委員会の委員の損害賠償責任の一部免責については，なお従前の例による。

令和2年11月25日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第143号議案

茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年茨城県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条の表3の4の項第6号中「第8条第3項」を「第8条第2項」に改め、同表5の項第27号中「第40条」を「第40条第1項」に改め、同項第88号中「(87)」を「(89)」に改め、同号を同項第90号とし、同項中第30号から第87号までを2号ずつ繰り下げ、第29号を第30号とし、同号の次に次の1号を加える。

(31) 条例第44条第2項の規定による改善命令等

第2条の表5の項中第28号を第29号とし、第27号の次に次の1号を加える。

(28) 条例第40条第2項の規定による計画変更命令等

第2条の表5の項市町村の欄中「(37)まで、(40)から(50)まで、(86)及び(87)」を「(27)まで、(29)、(30)、(32)から(39)まで、(42)から(52)まで、(88)及び(89)」に、「(30)まで、(36)及び(37)の事務（）」を「(27)まで、(29)、(30)、(32)、(38)及び(39)の事務（排水基準又は霞ヶ浦小規模特定事業場特定排水基準が適用されない）」に、「古河市、笠間市、つくば市、ひたちなか市及び筑西市を」を「土浦市、古河市、石岡市、笠間市、つくば市、ひたちなか市、潮来市、筑西市、かすみがうら市、行方市、小美玉市、美浦村及び阿見町を」に、「(38)、(39)、(53)から(66)まで、(75)から(85)まで及び(88)」を「(28)及び(31)の事務については笠間市、つくば市及び筑西市、(40)、(41)、(55)から(68)まで、(77)から(87)まで及び(90)」に、「(51)及び(52)」を「(53)及び(54)」に、「(67)から(74)」を「(69)から(76)」に改め、同表5の2の項第37号中「第18条の15第1項」を「第18条の17第1項」に改め、同項第38号中「第18条の15第2項」を「第18条の17第2項」に改め、同項中第55号を第56号とし、第50号から第54号までを1号ずつ繰り下げ、同項第49号中「第18条の31第2項」を「第18条の36第2項」に改め、同号を同項第50号とし、同項第48号中「第18条の31第2項」を「第18条の36第2項」に改め、同号を同項第49号とし、同項第47号中「第18条の31第1項」を「第18条の36第1項」に改め、同号を同項第48号とし、同項第46号中「第18条の29第2項」を「第18条の34第2項」に改め、同号を同項第47号とし、同項第45号中「第18条の29第1項」を「第18条の34第1項」に改め、同号を同項第46号とし、同項第44号中「第18条の26」を「第18条の31」に改め、同号を同項第45号とし、同項第43号中「第18条の25第1項」を「第18条の30第1項」に改め、同号を同項第44号とし、同項第42号中「第18条の24第1項」を「第18条の29第1項」に改め、同号を同項第43号とし、同項第41号中「第18条の23第1項」を「第18条の28第1項」に改め、同号を同項第42号とし、同項第40号中「第18条の19」を「第18条の21」に改め、同号を同項第41号とし、同項第39号中「第18条の16」を「第18条の18第2項」に改め、同号を同項第40号とし、同項第38号の次に次の1号を加える。

(39) 法第18条の18第1項の規定による措置命令

第2条の表5の9の項第2号及び第3号中「指定施設」を「霞ヶ浦指定施設」に改め、同項第21号中「(20)」を「(21)」に改め、同号を同項第22号とし、同項中第14号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 条例第21条の3第4項の規定による措置命令等

第2条の表11の14の項第2号中「(21)」を「(20)」に改め、同表14の5の2の項を次のように改める。

14の5の2 削除	
-----------	--

第2条の表14の5の2の項の次に次のように加える。

14の5の3 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下この項において「法」という。）及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	日立市
---	-----

- (1) 法第5条第1項の規定による届出の受理
- (2) 法第5条第3項（法第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公告並びに届出及びその添付書類を縦覧に供すること。
- (3) 法第6条第1項の規定による名称等の変更の届出の受理
- (4) 法第6条第2項の規定による新設をする日等の変更の届出の受理
- (5) 法第6条第5項の規定による届出の受理
- (6) 法第6条第6項の規定による公告
- (7) 法第7条第3項の規定による意見の申出
- (8) 法第8条第1項の規定による通知及び意見の聴取
- (9) 法第8条第2項の規定による意見書の受理
- (10) 法第8条第3項の規定による公告及び意見を縦覧に供すること。
- (11) 法第8条第4項の規定による意見の申出及び通知
- (12) 法第8条第6項の規定による公告及び意見を縦覧に供すること。
- (13) 法第8条第7項の規定による届出事項の変更の届出及び変更しない旨の通知の受理
- (14) 法第9条第1項の規定による意見の聴取及び勧告
- (15) 法第9条第3項の規定による通知及び公告
- (16) 法第9条第4項の規定による届出事項の変更の届出の受理
- (17) 法第9条第7項の規定による公表
- (18) 法第11条第3項の規定による届出の受理
- (19) 法第12条の規定による協力の要請
- (20) 法第14条第1項の規定による報告の徴収
- (21) 法第14条第2項の規定による報告の徴収
- (22) 法附則第5条第1項（同条第3項で準用する場合を含む。）の規定による店舗面積の合計等の変更の届出の受理
- (23) 省令第4条第1項ただし書の規定による住民票の写しの提出要求
- (24) 省令第5条の規定による認定
- (25) 省令第8条の規定による認定
- (26) 省令第10条の規定による認定
- (27) 省令第11条第1項の規定による指定
- (28) 省令第11条第2項の規定による認定
- (29) 省令第12条第3号の規定による認定
- (30) 省令第13条第1項の規定による認定
- (31) 省令第13条第2項第3号の規定による認定
- (32) 省令第14条の規定による認定
- (33) 省令第15条の規定による認定
- (34) 省令第17条の規定による認定

第2条の表14の8の項市町村の欄中「大子町、八千代町、」を「大子町、阿見町、八千代町、」に、「水戸市、石岡市」を「水戸市、土浦市、石岡市」に改め、同表14の10の項第1号中「第14条第4項」を「第14条第5項」に改め、同表22の項市町村の欄中「大洗町及び東海村」を「大洗町、東海村及び阿見町」に改め、同表22の2の項市町村の欄中「茨城町」の次に「阿見町」を加える。

付 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条の表3の4の項の改正規定、同表11の14の項の改正規定、同表14の5の2の項の改正規定及び同表14の10の項の改正規定 公布の日
 - (2) 第2条の表14の8の項市町村の欄の改正規定（「大子町，八千代町，」を「大子町，阿見町，八千代町，」に改める部分に限る。） 令和3年6月1日
- 2 この条例（前項ただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。）の施行の際この条例による改正後の茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

令和2年11月25日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第144号議案

茨城県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

茨城県河川流水占用料等徴収条例（平成12年茨城県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項に次のただし書を加える。

ただし、当該期間における流水占用料等の総額その他の状況を勘案して、河川管理上支障がなく、かつ、当該許可又は登録を受けた者の申出があるときは、当該期間の流水占用料等を一括して徴収することができる。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の茨城県河川流水占用料等徴収条例第2条第3項ただし書の規定は、この条例の施行の日以後の河川法（昭和39年法律第167号）第23条、第24条若しくは第25条の規定による流水若しくは土地の占用若しくは土石等の採取の許可又は同法第23条の2の規定による流水の占用の登録に係る流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）について適用し、同日前の当該許可又は登録に係る流水占用料等については、なお従前の例による。

令和2年11月25日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第145号議案

当せん金付証券の発売について

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定に基づき、令和3年度において、当せん金付証券を次のとおり発売するものとする。

発売総額 28,000,000,000 円以内

令和2年11月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第146号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
茨城県立カシマサッカー スタジアム	鹿嶋市大字粟生字東山2887番地 株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー 代表取締役社長 小泉 文明	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

令和2年11月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第147号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
つくば国際会議場	つくば市竹園二丁目20番3号 つくばコンgresセンター 代表団体 一般財団法人茨城県科学技術振興財団 理事長 江崎 玲於奈	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

令和2年11月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第148号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
茨城県立県民文化センター	水戸市千波町東久保697番地 公益財団法人いばらき文化振興財団 理事長 小室 昌彦	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで

令和2年11月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第149号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
茨城県総合福祉会館	水戸市河和田町179番1 株式会社茨城興産 代表取締役 長谷川 毅	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

令和2年11月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第150号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
茨城県立点字図書館	水戸市袴塚一丁目4番64号 社会福祉法人茨城県視覚障害者協会 理事長 坂場 篤視	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
茨城県立視覚障害者福祉センター		

令和2年11月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第151号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ	水戸市住吉町349番地の1 一般社団法人茨城県聴覚障害者協会 会長 会沢 隆典	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

令和2年11月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第152号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
茨城県大洗マリンタワー	東茨城郡大洗町磯浜町6881番地の275 大洗町 町長 國井 豊	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

令和2年11月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第153号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
つくばヘリポート	東京都中央区勝どき一丁目13番1号 日本空港コンサルタンツ・大成有楽不動産連合体 代表者 株式会社日本空港コンサルタンツ 代表取締役社長 池上 正春	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

令和2年11月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第154号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
つくば創業プラザ	つくば市千現二丁目1番6 株式会社つくば研究支援センター 代表取締役社長 齋田 陽介	令和3年4月1日から 令和5年3月31日まで

令和2年11月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第155号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
大洗マリーナ	那珂郡東海村大字照沼字渚768番地27 株式会社茨城ポートオーソリティ 代表取締役社長 伊藤 敦史	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

令和2年11月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第156号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
鹿島臨海都市計画下水道	神栖市大野原四丁目7番1号 鹿島都市開発株式会社 代表取締役社長 塙 秀雄	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

令和2年11月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第157号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
那珂久慈流域下水道	水戸市堀町1163番地17 WA・KSK・BIOSグループ 代表団体 株式会社ウォーターエージェンシー 茨城営業所 所長 中村 光秀	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

令和2年11月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第158号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
県営住宅及び共同施設 (龍ヶ崎市, 取手市, 牛久市, つくば市, 守谷市, つくばみ らい市及び利根町の区域)	水戸市大町三丁目4番36号 一般財団法人茨城県住宅管理センター 理事長 海老沢 和雄	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

令和2年11月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第159号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
県営住宅及び共同施設 (龍ヶ崎市, 取手市, 牛久市, つくば市, 守谷市, つくばみら い市及び利根町以外の区域)	水戸市大町三丁目4番36号 一般財団法人茨城県住宅管理センター 理事長 海老沢 和雄	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

令和2年11月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第160号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
茨城県立こども病院	東京都港区三田一丁目4番28号 社会福祉法人恩賜財団済生会 理事長 炭谷 茂	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

令和2年11月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第161号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
茨城県水戸生涯学習センター	水戸市見和一丁目356番地の2 公益財団法人茨城県教育財団 理事長 柴原 宏一	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

令和2年11月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第162号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
茨城県県北生涯学習センター	日立市末広町二丁目1番31号 特定非営利活動法人インパクト 代表 鈴木 尚	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

令和2年11月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第163号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
茨城県鹿行生涯学習センター	水戸市見和一丁目356番地の2 公益財団法人茨城県教育財団 理事長 柴原 宏一	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

令和2年11月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第164号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
茨城県県南生涯学習センター	水戸市緑町三丁目5番35号 特定非営利活動法人ひと・まちなつとわーく 理事長 池田 馨	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

令和2年11月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第165号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
茨城県県西生涯学習センター	つくば市大角豆1744番地 特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会 理事長 沼尻 満男	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

令和2年11月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第166号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
茨城県立中央青年の家	つくば市大角豆1744番地 特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会 理事長 沼尻 満男	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで

令和2年11月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第167号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
茨城県立白浜少年自然の家	水戸市緑町三丁目5番35号 特定非営利活動法人ひと・まちなつとわーく 理事長 池田 馨	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで

令和2年11月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第168号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
茨城県立さしま少年自然の家	水戸市見和一丁目356番地の2 公益財団法人茨城県教育財団 理事長 柴原 宏一	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで

令和2年11月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第169号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
茨城県立歴史館	水戸市見和一丁目356番地の2 公益財団法人茨城県教育財団 理事長 柴原 宏一	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

令和2年11月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第170号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
堀原運動公園	水戸市見和一丁目356番地の2 公益財団法人茨城県体育協会 会長 大井川 和彦	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

令和2年11月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第171号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
笠松運動公園	水戸市見和一丁目356番地の2 公益財団法人茨城県体育協会 会長 大井川 和彦	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

令和2年11月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第172号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
茨城県営ライフル射撃場	つくば市神郡970番地 茨城県ライフル射撃協会 会長 遮那 誠一	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

令和2年11月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第173号議案

水戸市，日立市，北茨城市，笠間市，ひたちなか市，茨城町，城里町及び日立・高萩広域下水道組合に係る汚泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の受託の変更について

平成23年第1回定例会において議決を受けた汚泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の受託について，その一部を別記規約により変更する。

令和2年11月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

別 記

汚泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約を一部変更する規約

汚泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約の一部を次のように変更する。

第3条第1項第1号中「第1基目の汚泥焼却炉施設等の供用開始から第2基目の汚泥焼却炉施設等の供用開始後15年を経過するまでの期間内」を「当該年度」に改める。

付 則

この規約は、茨城県知事と関連団体の長とが協議して定める日から施行する。

第174号議案

損害賠償の額の決定について

中央病院で発生した診療時の医療行為に係る事故について、損害賠償の額を下記のとおり定めるものとする。

記

1 損害賠償の額 金 43,000,000円

2 損害賠償の相手方

個人 外2名

3 事故発生の日時及び場所

令和元年5月30日（木）午前10時頃から同年6月2日（日）午前0時頃までの間

笠間市鯉淵6528番地中央病院内

4 事故の概要

中央病院所属の職員が、上記場所において、相手方親族に対して行った診療時の医療行為により、損害を与えた。

令和2年11月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

報

告

報告第5号

地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

別記2件のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定に基づき、報告する。
原案承認されたい。

令和2年11月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

別記 1

和解について

石岡警察署所属の小型特種自動車の運行に係る交通事故について、下記のとおり和解するものとする。

記

1 和解の相手方

個人

2 和解の内容

(1) 令和2年3月26日（木）午後4時15分頃、石岡市国府四丁目6番3号地先県道上で発生した事故

(2) 事故の概要

石岡警察署所属の職員が、小型特種自動車を運転して出張途中、上記県道において、相手方の小型乗用自動車と衝突し、損害を受けた。

(3) 茨城県が支払を受ける損害賠償額 751,894円

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和2年10月20日

茨城県知事 大井川 和彦

別記 2

和解について

水戸警察署所属の原動機付自転車の運行に係る交通事故について、下記のとおり和解するものとする。

記

1 和解の相手方

筑西市一本松1755番地 2

関彰商事株式会社

代表取締役 関 正 樹

2 和解の内容

(1) 令和 2 年 4 月 9 日（木）午前11時20分頃、水戸市千波町2466番地地先県道上で発生した事故

(2) 事故の概要

水戸警察署所属の職員が、原動機付自転車を運転して出張途中、上記県道において、相手方の普通乗用自動車に衝突し、損害を与えた。

(3) 茨城県が支払う損害賠償額 634,711円

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和 2 年10月20日

茨城県知事 大井川 和 彦